

一般社団法人 八千代市薬剤師会 運営法則

第1章 組織

第1条 この法人は、公衆の利益を目的とする一般社団法人である。

第2条 この法人の会議は、総会と理事会とし、その他会員は必要に応じて会議を招集する。

第2章 会員

第3条 この法人の会員種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員A(薬局等の開設者である薬剤師又は管理薬剤師)
- (2) 正会員B(正会員A以外の薬剤師、但し、他支部の管理薬剤師は除く)
- (3) 賛助会員 (薬剤師以外の個人又は団体)

第4条 この法人の会員の入会金及び会費は次のとおりとする。

- | | | |
|----------|---------|--|
| (1) 正会員A | 入会金 | 100,000円 |
| | 年会費 | 18,000円 |
| | 保険薬局部会費 | 応需した院外処方せん1枚につき10円
(但し、保険薬局部会費は、ポイント制度の適用のある場合は、それに従う。) |
| (2) 正会員B | 入会金 | 無し |
| | 年会費 | 24,000円 |
| (3) 賛助会員 | 入会金 | 無し |
| | 年会費 | 24,000円 |
- 但し、正会員Aを有する薬局等の開設者は無料とする。

2 年度の中途において入会した会員の年会費については、次による。

- (1) 前期(4月～9月)入会の場合 全額
- (2) 後期(10月～3月)入会の場合 半額

第3章 役員

(役員を選任の方法)

第5条 役員を選任方法は、定款第23条により次のとおりとする。

- 2 理事及び監事については、総会において選挙を行い選任する。
- 3 会長については、理事会において選挙を行い選任する。
- 4 副会長については、理事会において会長が理事の中から指名し選任する。

(選挙管理委員会の設置)

第6条 会長は、選挙管理委員会を設置する。

- 2 選挙管理委員会の委員は3名以内とし、理事会の承認を得て、理事及び監事を選任する総会の2か月前までに会長が定めるものとする。
- 3 第2項の委員会には、委員長及び副委員長を置くものとし、委員の互選により定めるものとする。
- 4 委員の任期は2年とする。

(立候補者の資格及び立候補の届出)

第7条 理事及び監事の立候補者は、立候補締切日に正会員として在籍している者とする。

- 2 立候補者は、立候補締切日までに、所定の立候補届出書(別記第1号様式)及び立候補の趣意書(別記第3号様式)を、八千代市薬剤師会事務局へ執務時間内に持参し、届出しなければならない。届出は、立候補者本人が行う以外に認めない。郵送、代理等による届出は認めない。
- 3 正会員は、立候補者を1名推薦できる。会長は立候補者を3名まで、副会長は立候補者を2名まで、理事は立候補者を1名推薦できる。
- 4 推薦人2名のうち、1名は会長、副会長、理事とする。
- 5 自己推薦は不可とする。

(会長立候補者の届出)

第8条 会長の立候補者は、定められた期日までに、2人以上が連署し推薦する会長立候補届出書(別記第2号様式)及び立候補の趣意書(別記第3号様式)を、八千代市薬剤師会事務局へ執務時間内に持参し、届出する。

届出は、立候補者本人が行う以外に認めない。郵送、代理等による届出は認めない。

(投票)

第9条 投票は、選ぶべき員数が1人のときは単記無記名投票によって、2人以上のときは、連記無記名投票によって行うものとする。この場合、委任による投票はこれを認めない。

(開票結果)

第10条 選挙管理委員長は、開票結果の確認を行い、その結果について、投票総数、有効投票数、無効票数及び各候補者の得票数を報告する。

(当選者の決定)

第11条 当選者は有効得票数の多い者から順次定数までの者とする。

- 2 有効得票数が同数の時は、抽選により当選者を定めるものとする。ただし、会長に限り、決選投票を行う。更に同数の場合は、抽選による。
- 3 候補者の数が定員と同数の場合は、信任投票により過半数を得た者を当選者とする。

(補欠選任)

第12条 理事及び監事候補者が、選ぶべき員数に達しないときは、当該、総会において会長が候補者を選び、総会の議決を得て選任することができるものとする。

- 2 会長候補者が、選ぶべき員数に達しないときは、当該、理事会における出席者の中から、議長が10人以内で選考委員を指名し、これらの委員により、直ちに、選考委員会を開催し、候補者を選び、理事会の議決を得て選任することができるものとする。

(本細則に定めていない事項と疑義の処理)

第13条 本法則に定めていない事項、または選挙に関する疑義は、会長が、理事会に諮って処理するものとする。